

時評

生活保護の根本を問う その②

—住民監査請求、その後—

『むくげ通信』前号で書いたスリランカ人・ゴドウィンさんのくも膜下出血の治療費の生活保護費による支払について、住民監査請求の結果が出た。予想どおりのものだった。すなわち「措置の必要を認めない」というものだった。

昨年11月27日の住民監査請求の後、12月12日には監査委員に直接もの申すという機会もあった。市会議員二名、学識経験者二名、計四名の前で私も若干の「演説」をした。どういう訳かその前に、監査委員に質問はしないようにと釘をさされた。

監査請求後、六十日以内に委員はその結果を出すということになっている。回答の期限は1月25日。曜日のことなどを考えて結果が出るのは1月20日ごろかと考えていたら、そのとおりに1月20日付の配達証明付の速達郵便が21日に届いた。封を開けてみると前述のとおり。「理由」の部分を読んでみると、予想以上に厚生省の見解にすりよっている。監査委員会についても神戸市の行政から独立して意見を述べるといふことは無理なことかと思っただけだが、厚生省の論理矛盾をそのまま追認しているという点が残念だ。私は、この件は「監査になじまない」といふふうにならぬかと考えていたのであった。

厚生省にすりよっているというのは、外国人に関して、①生活保護が恩恵であること、②全国的な「統一」を期するための口答での「厚生省

の細部にわたる指導」が必要であること、③ゴドウィンさんのケースが新聞報道された以降に厚生省が出した新方針に外国人の生活保護は永住者に限るとしたこと等を追認していることである。また、われわれの監査請求にたいして未解答の部分もある。

例えば、「通知」によれば、神戸市は当時、ゴドウィンさんにたいして生活保護の決定を行っており、それが取り消されたという記述はない。それでは、いまも生きている保護決定とはなにかという問題がある。また、神戸市は、厚生省が支払うべき百二十万円を神戸市が支払っているが、すでに議会の承認を得たというそのお金をどういう名目で支出したのかという点も不明である。

これらの点について神戸市をこれ以上問い詰めても、もともと厚生省の側に基本的な問題があるので、どうしようもないとおもいますが、神戸市当局とは距離を置いたことになっている客観的な立場の監査委員会が、右の点について見解を明らかにしていないのには納得がいかない。

未解答に関しては、われわれ請求人が国際人権規約に定める内外人平等原則との関係で訴えていることを無視したことは、もっと重大だ。これは今後の争点のひとつとなるところである。今号ではこの問題を中心に書いてみようと思う。

内外人平等についてはおそらく厚生省もつらいところだろう。なぜなら、外国人の生活保護について文書による通達は一九五四年五月の「生活に困窮する外国人の対する生活保護の措置について」があり、それは五八年、六三年、八二年の改訂を経て現在も有効なものである。それにゴドウィンさんのケース以降厚生省が言い出した、「永住者に限る」というような項目は含まれていないのである。含まれていないばかりか、有効な外国人登録証を呈示しない場合にも、「申請者若しくは保護を必要とする者が急迫な状況にあって放置することができない場合で

ない限り、申請却下の措置をとるべきである」とある。この文章は、どのように読んでも「急迫な場合は外国人登録証の呈示がなくても生活保護を適用する」と読むことができる。また同通達には「無登録の外国人が仮放免された場合には、外国人登録証明書所持していなくても、保護して差しつかえないか」という設問もたてて、登録を行なった後あるいは「期間指定書」の呈示を受けた後「所定の手続により生活保護を実施して差しつかえない」としている。どう考えても永住者に限っていなかったし、実際に統計をみても、韓国、朝鮮、中国国籍以外の外国人が生活保護を受けているのである。

何度も言っているように、厚生省はゴドウインのケース以降に生活保護が定住者に限ると言い出したのである。それは、一九九〇年一〇月のことであるが、明らかに先の一九五四年通達の内容と矛盾している。それが具合悪いと厚生省も考え、一年以内に五四年通達を改め新たな通達を出すことも「口答」で言っているが、一年を過ぎてもなかなかでない。その理由は、国際人権規約だろう。すなわち、一九七九年に批准した国際人権規約に日本政府は拘束され、それに抵触するようなこと（内外人不平等）はできないのである。

ここで戦後補償の裁判とも関係する非常に興味深い国連の規約人権委員会（「見解」を音行弁護士の訳によって紹介してみたい）。

問題となる国際人権規約は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（いわゆるB規約）の26条で、内容は次のとおりである。

「すべての者は、法律の前に平等でありいかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため法律はあらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な保護をすべての者に保障する。」

国連の人権委員会に訴えられたケースはフランス軍に参加したセネガル人の元軍人の年金に関するものである。日本ではよく知られているように、一九五二年に復活した軍人恩給は、朝鮮人・台湾人に支払われていない。それは日本国籍に限るとした恩給法から外国人とされた朝鮮人・台湾人は排除されているのである。フランスの場合は排除していたのではない。戦後、一九五一年五月に制度が作られ、それは、一九六〇年のセネガル独立後もセネガル人にたいしフランス人と平等に支払われていた。しかし、一九七四年になって、フランス国籍のものについてだけ、物価スライドをしたが、セネガル人については凍結したため不平等が生じたのである。この「不平等」が国連の人権委員会に訴えられたのである。フランス政府は、フランスとセネガルとの物価の相違、セネガル人のフランス国籍が容易であること（フランス国籍を取得したセネガル人には実際に差別はない）などを理由に反論したが、結果はセネガル人の側面裁判にも大いに利用できる場所なので、その結論部分を紹介することにする。

「通報者（セネガル人）に対する取扱いが合法的かつ客観的な基準にもとづくものであるか否かを判断するについて注意すべきは、年金は国籍の故に通報者らに支給されるものではなく過去においてなされた軍務の故に通報者らに支給されるという点である。通報者らはフランス人と同じ条件でフランス陸軍で軍務に服してきた。セネガルの独立後はフランス国籍でなくセネガル国籍となったが、その後も一四年間は年金に関してフランス人と同様に扱われてきた。」

国籍の変更はそれ自体異別の取扱いを正当化する根拠とはなり得ない。なぜならば年金支給の根拠は軍務を提供したことにあるのであり、セネガル人もフランス人も提供した軍務は同じであるからである。又、フラ

ンス人とセネガル人との間における経済的、財政的及び社会的状況の相違も正当な根拠とはなり得ない。なぜなら、例えばセネガル国籍の退役軍人でセネガルに在住するものとフランス国籍の退役軍人でセネガルに在住する者とを比較すれば、経済的、政治的条件は同じであるにも拘らず受給する年金額では異なることになるからである。」

● 日本で戦後補償の裁判はようやくやぐり始まったところであるが、右の国連人権委員会の見解によれば、日本政府の措置は、まったくその根拠がないことが明らかだろう。もし日本国内での裁判で勝ことができなくても国連人権委員会に訴えると、日本政府に勝ち目は無い。内外人平等の原則は具体的にこのような形で実現されるのである。日本における外国人への生活保護適用について、ゴドウィンさんにたいするような差別が許されるものではない。

国際人権規約との関係でもうひとつ興味深いことがある。それは、いわゆるA規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)めぐむる問題だ。日本政府は、このA規約は暫定的に達成すればいいものであるという規定によりかかって生活保護の国籍差別を合理化しようとしているが、それは「発展途上国」についてのみ許されていることである。一九七九年の国際人権規約批准時、あるいは現在において日本にそれが暫定的に達成すればいいものだと許されるものでないことも明らかだろう。

国際人権規約については、委員会の「一般的見解」GENERAL COMMENTというかたちで実際の解釈がときどきに発表されている。それによると、社会保障に関する諸権利のうち、BASIC HUMAN NEEDS(基本的に人間に必要なもの)については、「途上国」であるか否かに関係なく、即座に達成されなければならないものとなっている。ゴドウィンさんのような生死にかかわるくも腹下出血のような場合は、まさにBASIC HUMAN

NEEDSであり、「途上国」であっても暫定的と逃げることはできない性質のものである。いわんや日本をや、である。

● 日本政府のなかでも外務省は右のようなことを理解している。先号でも紹介したように、「病院をたらい回しされるような事態を防ぐために不法就労者であるか否かを問わず生活保護を適用し、医療扶助を与えるべきで、不法就労者であることによる退去強制の問題はその後で考えるべきものであろう。」という発言をするのであろう。

● 「国際社会に貢献する」という日本は、ゴドウィンさんのケースにみられるように人権後進国といわれてもしかたのない現状である。第二のゴドウィンさんがあらわれ、病院を「たらい回し」されて、不幸にも命を失うような犠牲を外国人に強いてからでないと、日本社会はこのことに気が付かないのであろうか。

住民監査請求について、その結果に不服のあるときは三十日以内に裁判を起こせることになっている。地方自治法にもとづく代位請求というものだ。神戸市長に代って神戸市民が厚生省に請求書を送りつけるのである。神戸市長が例えば、不当な接待費の支出をした場合に、神戸市長にたいしてそのお金を神戸市に返せという裁判もできるし、接待された方には、厚生省を直接の被告とする裁判が不可能で、しかたなく神戸市相手の裁判を起こすと書いたが、それはまちがいだ。神戸市に厚生省に百二十万円分の請求をする権利があるということで裁判が行なえるのである。

2月13日にはこの裁判をになう「外国人の生存権を実現する会」の結成集会を開き、翌2月14日には厚生大臣を被告として、神戸地裁に私も含めた五名が提訴する。今後の展開を注目していただきたいとともにご支援をお願いする。